

主要施策1 緊急的対応

【基本施策 1－1】

放射性物質による汚染対策

《目標》

放射性物質のモニタリングの充実や正確な情報開示を行うとともに、除染計画の策定・推進、市民の健康調査等を実施することにより、汚染への不安の払拭を図ります。

〈主な方策（施策）〉

- 環境放射線モニタリングと放射線に関する情報提供（市全域の空間、土壌、水道、井戸水等のモニタリング、放射線の知識普及）
- ・市内の放射線量（空間、土壌、井戸水等）のモニタリングを強化し、汚染マップの作成など詳細な汚染状況の情報を市民に継続的に提供します。
- ・放射線に関するQ＆A形式の分かりやすいハンドブックを作成し、市民に配布するとともに、専門家による講習会を定期的を開催し、正しい知識の普及・啓発に努めます。



○除染対策（教育施設、公共施設、道路、公園、水道施設、除染対策支援）

- ・ 保育園、幼稚園、小中学校及び生涯学習センターなどの社会教育施設敷地内の表土、建物等の放射性物質による汚染状況を詳細に把握のうえ、建物の洗浄、敷地表土の剥ぎ取り等により汚染状況に応じた放射線量低減対策を行います。
- ・ 私立の保育園、幼稚園、高校の除染については、放射性物質の汚染状況に応じた除染費用の助成を行います。
- ・ 子どもたちが使用する通学路や公園を優先的に除染し、放射線量の低減を図ります。
- ・ 医療施設、福祉施設の汚染状況に応じた放射線量低減対策を行うとともに、民間施設の除染に対して支援します。
- ・ 浄水場ほか各種水道施設の放射線汚染状況を調査し、汚染状況に応じた放射線量低減対策を行います。
- ・ 除染マニュアルの作成や、除染方法の技術についての講習会を開催するとともに、行政区等を対象に補助制度を創設し除染にかかる費用を助成します。また、除染に関する知識を深めてもらうため、専門家による講演会を開催します。

○農作物等の放射線量測定と情報開示（農作物・工業製品の風評被害対策）

- ・ 農産物生産（水稲作付等）の再開を図る基礎データとして、土壌・農業用水・農産物の放射線量の調査を行うとともに、自家消費農作物についても放射線を測定できる環境を整え、市内農産物の安全性確保と振興を図ります。
- ・ 事業者に対して放射線汚染に関する相談窓口を設置し、放射線や放射性物質に対する正確な知識を得ることで放射性物質による汚染を抑制するとともに、市内企業の工業製品の放射線量の無料測定を行い、測定結果報告書を発行することにより風評被害の抑制を図ります。

○放射線被ばく調査の実施（内部被ばく検査、ガラスバッチ配布）

- ・ ホールボディカウンターによる内部被ばく検査や18歳以下、妊婦、幼児、児童及び生徒の希望者全員にガラスバッチを配布し、外部被ばくの検査を実施することで放射線被ばくへの不安を解消するとともに、取得したデータを健康管理に関する指導や早期治療に繋げていきます。



【基本施策 1－2】

市民生活の応急的復旧

《目標》

市民生活にとって必要不可欠な住居、医療、福祉、雇用、教育などについて、応急的措置を講じるとともに、正確な情報提供を迅速に行いながら、インフラ、学校等各種施設の復旧に取り組み、市民の生活再建を支援します。

〈主な方策（施策）〉

○災害廃棄物対策（瓦れき撤去、危険建物撤去）

- ・地震や津波による危険家屋の解体や災害瓦れきの撤去を行います。



○医療、福祉、保健の確保（病院・福祉施設の本格再開、市民の健康調査、被災者の心のケア）

- ・地震等により被害を受けた福祉施設の修繕を行い早期の再開を図るとともに、仮設住宅の高齢者等を総合的にサポートするための事業を進めます。
- ・医師及び医療スタッフの確保、施設基準等の規制緩和など病院経営を支援するため、国へ要望するとともに、急性期医療など現在不足している医療の確保に努め、地域医療体制の充実を図ります。
- ・被災者のストレスに対する相談や、気軽に集まれる居場所づくり等の支援を行い、被災者のメンタルヘルスケア及び孤立、孤独死の防止を図ります。

○応急仮設住宅等住環境の確保

- ・ 県外避難者も含めた応急仮設住宅のニーズを把握し、整備を進めるとともに、罹災住宅の応急修理の支援を行います。
- ・ 応急仮設住宅に入居している交通弱者の通院や買い物など生活支援のための巡回バスを運行します。また、バスでの移動が困難な入居者には、移動販売を実施します。
- ・ 応急仮設住宅内の自治組織立ち上げを支援するとともに、社会福祉協議会やボランティア団体と協力し、入居者間の交流やお互いに助け合えるコミュニティづくりを進めます。



○生活資金の支援

- ・ 被災者生活再建制度等を活用し、被災を受けた方や所得が減収した方に生活資金の支援を行います。

○情報の迅速な提供（市政情報、震災関連情報）

- ・ 『広報みなみそうま』を全世帯へ配布（隣組、仮設住宅配布、市外郵送）するとともに、南相馬チャンネル（テレビ放送）、災害FM放送、ホームページ及び防災メールなどを活用した迅速な情報提供体制を構築します。

○防犯・治安対策（関係機関との連携、自主防犯組織）

- ・ 区長連絡協議会、消防団、警察署等各種団体で構成する協議会を設置し、連携を図るとともに、行政区単位で防犯パトロール隊（見守り隊）などを結成し、地域の防犯・治安維持に努めます。

○賠償、補償金の早期支払いに向けた支援

- ・ 請求に関する各種問い合わせ窓口や相談窓口等に関する情報を収集し、賠償・補償請求手続きがスムーズに行われるよう情報の提供を行います。

○事業所再開支援（仮設店舗・工場の建設、金融支援）

- ・ 仮設工場等の整備や金融支援、相談窓口の開設など事業所再開に向けた支援を行います。
- ・ 共同出荷施設の復旧や農業経営再開のための金融支援等を行います。

○雇用確保（緊急雇用対策）

- ・ 被災者を中心とした求職者に対し、企業求人情報の提供体制の充実と個別相談窓口の設置や就職説明会など就職支援を行うとともに、絆づくり応援事業の活用など緊急的な雇用の維持や創出に取り組みます。

○インフラの復旧・応急処置（道路、鉄道、漁港、上下水道の復旧・応急処置、湛水防除）

- ・ 湛水防除及び樋門の整備
各排水機場・同排水樋門の早期復旧を福島県へ働きかけ推進します。
- ・ 真野川漁港の復旧
漁港内の瓦れき撤去や漁港施設の早期復旧を福島県へ働きかけ推進します。
- ・ 上下水道施設の早期復旧
被災した上下水道施設の修繕等を行い早急な復旧を図ります。
- ・ 被災した道路の復旧
道路の被災状況を詳細に把握し、復旧作業を行うとともに国県道の早期復旧を関係機関へ働きかけ推進します。
- ・ 常磐線の早期復旧
J R 東日本に対して、未復旧区間の早期復旧、全線開通、輸送力の充実・強化を働きかけ推進します。



○公共施設の再開（文化施設、体育施設）

- ・文化施設や体育施設など各公共施設において、被災箇所の修繕などを行い、早急に行政サービスの提供を再開します。

○教育環境の確保（仮設校舎設置、施設修繕）

- ・仮設校舎の建設と、地震等により被害を受けた校舎および設備の修繕を行います。また、仮設住宅からの通学バスの運行を行うとともに、高校のサテライト校集約により親元を離れて通学する生徒のため宿泊施設等の確保について、福島県へ働きかけ推進します。

○被災した子どもたちへの支援

- ・日常の生活指導や専門家によるカウンセリングなど相談体制を充実し、子どもたちの心の安定を図ります。
- ・孤児、遺児については、経済的支援を図るとともに、民間団体等による孤児、遺児への支援事業に対して助成を行います。

○相談体制の充実（被災により生じた子育ての悩み・不安など）

- ・乳児のいる世帯への全戸訪問、乳幼児健診、乳幼児相談会を実施し、子どもの健康に対する相談機会を増やします。
- ・保護者会、個別面談、進路相談、随時相談等保護者が相談できる機会を積極的に設け、不安や悩みの解消を図ります。



主要施策2 市民生活復興

【基本施策2－1】

すべての市民が安心して暮らすことができるまちの再生

《目標》

子どもから高齢者まで、すべての市民が安全で安心な環境の下で、健康でいきいきと暮らすことのできるまちをつくります。

〈主な方策（施策）〉

○市民の健康管理対策（健康診断、心のケア）

- ・各種健康診査の再開とこころの健康に関する相談体制の充実を図ります。

○情報の迅速な提供（市政情報、震災関連情報）※（再掲）

- ・『広報みなみそうま』を全世帯へ配布（隣組、仮設住宅配布、市外郵送）するとともに、南相馬チャンネル（テレビ放送）、災害FM放送、ホームページ及び防災メールなどを活用した迅速な情報提供体制を構築します。



○防犯・治安対策（関係機関との連携、自主防犯組織）※（再掲）

- ・区長連絡協議会、消防団、警察署等各種団体で構成する協議会を設置し、連携を図りながら防犯・治安活動を実施するとともに、行政区単位で防犯パトロール隊（見守り隊）などを結成し、地域の防犯・治安維持に努めます。



○賠償、補償金の早期支払いに向けた支援 ※（再掲）

- ・請求に関する各種問い合わせ窓口や相談窓口等に関する情報を収集し、賠償・補償請求手続きがスムーズに行われるよう情報の提供を行います。

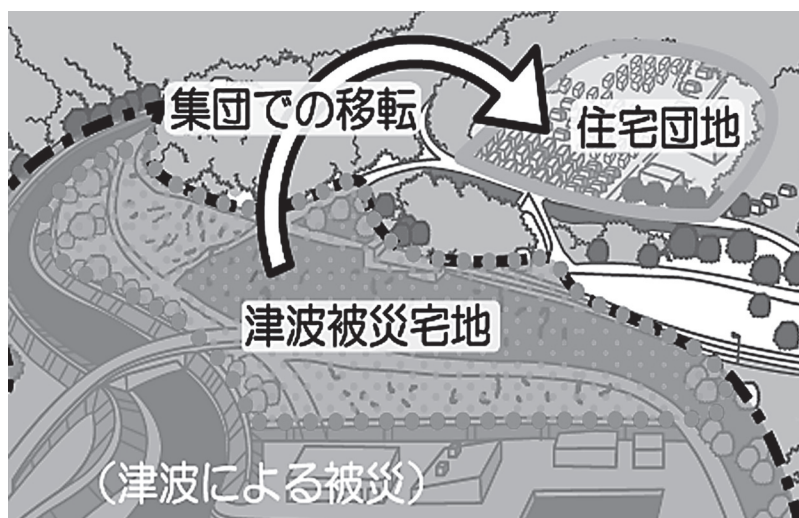
○医療、福祉、保健支援体制の整備

- ・障がい者が地域で自立した生活や安定した生活ができるよう就労の支援や障がい者施設の安定経営に向けた支援を行います。
- ・高齢者が元気で生きがいを持って生活できるよう在宅支援、施設入所による支援など福祉サービスの充実を図ります。
- ・生活支援（就労、資金、法律、健康等）にかかる総合相談窓口の設置と自殺予防に関する知識の普及を進め、自殺予防を図ります。
- ・高齢者世帯など自力で避難が困難な市民について、避難誘導の強化や緊急時の受け入れ体制の整備を図ります。
- ・放射線の健康被害を継続的に管理するとともに、健康診査情報、診療録情報、介護情報、障害情報等のヘルスケア情報を地域全体で共有する仕組みを整備し、医療・福祉・保健の連携を図りながら適切な支援を行います。
- ・健康づくりの基本である栄養、運動、休養を中心とする事業を実施し、健康づくりを実践する市民の増加と健康づくりの普及を図ります。



○住宅再建の支援

- ・震災により被災した市民については、災害救助法による住宅修理のための補助や集団移転事業により住宅再建の支援を行います。



○復興住宅の整備

- ・震災により被災した市民のうち、自力での住宅再建が困難な世帯を対象とした災害公営住宅を整備します。



【基本施策２－２】

コミュニティ、地域の絆の復活

《目標》

市外に避難し、離ればなれになった市民や、仮設住宅等に居住する市民のコミュニティを確保するとともに、伝統文化の継承などにより、地域の絆をより深め、住みよいまちをつくります。

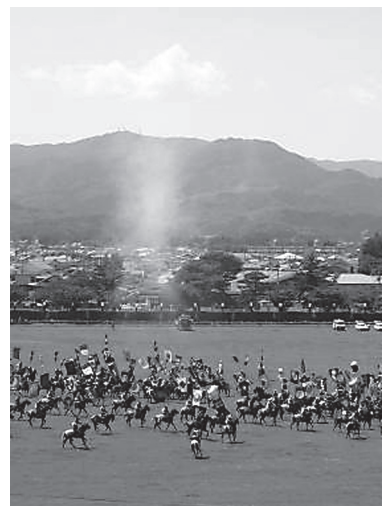
〈主な方策（施策）〉

○帰還後のコミュニティの再生（集会所整備、地域活動の支援）

- ・これまでに培ったコミュニティの再構築とともに、集団移転などに伴い求められる新たな絆・繋がり構築など、自治組織の運営や立ち上げ、住民間の交流を促す事業など、コミュニティづくりへの支援を行います。
- ・地域の活動拠点となる集会所施設整備やまちづくり委員会の運営を支援し、市民自らが積極的かつ主体的に復興に取り組み、地域課題を解決できるまちづくりを推進します。
- ・幅広い住民のボランティア活動やNPO活動への参加を促すとともに、地域資源を有効に活用し、まちづくりや人材育成などの各種団体活動への支援の充実を図り、市民相互が共に支え合う住民自治のまちづくりを推進します。
- ・海岸沿いの被災地には、共同墓地の流失もあることから、これらの再建に向けた取り組みを支援します。また、被災者等の墓地ニーズに応えるため、市営墓地の整備を推進します。

○にぎわいづくり（伝統文化の継承、地域祭りの再開）

- ・地域の民俗芸能等の被災状況に応じて、民俗芸能の復活・再興のための支援を行います。
- ・相双地方のシンボルとして「相馬野馬追」の伝統と文化をこれまでどおり継承、継続していくため、後継者育成や祭りへの参加の支援を行います。
- ・市民が中心となり地域の特色を生かした地域活性化と賑わいを創出するイベント等の開催に対し支援を行うとともに、災害FM放送の機能を引き継ぎ、災害時や緊急時の救助活動などの情報のほか、地域に密着した情報発信を行うコミュニティFMの開設を目指し、地域の絆の再生や更なる活性化を図ります。



主要施策3 経済復興

【基本施策 3－1】

産業の再生

《目標》

雇用を確保し、市民生活を安定させるため、一刻も早く地域産業の再生を果たし、経済を復興します。

〈主な方策（施策）〉

○農林水産業への支援（農地の再整備、漁業関連施設の整備、生産法人化による産業の再建、経営の複合化、除塩）

- ・地震や原発事故により被害を受けた農地、森林、農業用・漁業用施設などの除染・除塩事業や復旧事業を進めるとともに、農林水産業者が安全・安心な農林水産物の生産・加工・販売ができるような環境整備により、農林水産業者の経営支援に取り組みます。
- ・被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の促進を図ります。また、堆肥等を用いた土づくりによる有機栽培をはじめとする環境に配慮した農産物の生産拡大を支援します。
- ・市内の森林・林業資源の再生のため、計画的に間伐・伐採を行なうとともに、木材資源の活用及び搬出材などを活用した木質バイオマス発電に取り組みます。
- ・地震や津波により被害を受けた漁業関連施設の整備費や共同利用する漁船や漁具の導入費など漁業者の経営支援に取り組みます。

○地域に根ざしている事業所等への復興支援

- ・被災した製造業、商業等の再生に向けた支援制度の導入等を国・福島県へ要望し、市内全地域での製造業を中心とした生産活動の向上及び中心市街地や商店街などの活性化を図ります。

○街なか活性化

- ・コンパクトシティの考えの下に、災害集団移転による移住や災害公営住宅を市街地及びその周辺部に建設し、街なか居住を促進することで、商業の活性化、街なかの賑わい創出を図ります。

○観光産業の復興支援

- ・ボランティアなどの体験・滞在型の観光や地元から情報発信・企画する着地型観光など、観光産業の再構築を図るとともに、既存の観光資源の有効活用と海岸防災林を活用した鎮魂の森、震災メモリアルパーク及びサイクリングロードなど新たな観光資源の開発や復興支援ツアーの誘致などにより、観光客の誘致促進、交流人口の拡大を図り、さらには移住・定住の促進を図ります。
- ・震災・原発被害の状況や本市の復興への取り組み、復興の過程について本市を訪問し知ってもらう復興観光や、支援を通して生じた新たな交流をより発展させることにより、一刻も早い観光・交流の復興を図ります。
- ・常磐自動車道（仮称）鹿島サービスエリアに隣接した、市の利活用拠点施設を整備し、本市及び周辺地域の情報発信を行うことにより産業の活性化、交流人口の拡大を図ります。

○雇用創出・確保（復旧復興に関する工事や事業に地元人材を雇用）

- ・被災者を中心とする求職者等に対し、企業求人情報の提供体制を充実させ、個別相談窓口の設置や就職説明会などの就職機会創出の活動を実施し、産業人材の地域定着を図ります。
- ・復旧復興に従事する作業員をはじめ、新たな市民の住宅を確保するなど、定住環境を整備するとともに、人材育成環境を整備します。

○特区制度を活用した復興支援（税の優遇措置、利子補給等金融支援）

- ・すべての産業において、特区制度を活用した税の優遇措置・金融支援等の取り組みを進め、市内全地域での経済活動の向上を図ります。



【基本施策３－２】

新たな産業の創出

《目標》

地域特性と地域資源を生かした新たな産業を興すことにより、地域の活力を取り戻します。

〈主な方策（施策）〉

○工業基盤整備推進（工業団地の整備、企業誘致）

- ・市内で操業を続ける事業所への支援を継続するとともに、国・福島県を含む関係団体と協議のうえ、新たな工業団地計画を着実に進め、市民の新たな雇用の受け皿となる企業誘致を推進します。

○新産業創出（再生可能エネルギー基地の設立と関連産業の誘致、放射線研究産業の誘致、特区制度による新規参入の支援）

- ・特区制度を活用し、新規参入する際の規制緩和や税財政上の優遇措置を講じることにより、新たな企業の参入を促し、新産業の集積を図ります。
- ・エネルギーの地産地消地域“自家発電のまち”を目指し、バイオマス発電、太陽光発電、風力発電などの“再生可能エネルギー”基地を形成するため、関係する機関や企業等の誘致を推進します。
- ・市民の安全・安心を取り戻すため、低レベル放射線の影響解明や被ばく医療、放射線治療の提供を行う施設の整備や農林水産試験研究等の関係する機関、企業等の誘致を推進します。
- ・地域の雇用増加と経済の活性化のために、半導体、輸送用機械、医療・福祉機器などの企業誘致を推進します。



○既存産業の強みを生かした新たな産業創出

- ・地域の強み産業である機械金属加工産業の集積を図り、ロボット工学など新分野の技術を蓄積するとともに、新たな応用分野への企業進出を推進します。

○安定経営を目指した複合経営の促進（E D E N計画）

- ・植物工場や花卉工場などを活用した農産物の生産、大規模化や複合化などによる農業経営の強化、加工・販売、エネルギー供給などを一体的に行う複合経営の促進により、農林水産業の再興、地域産業の活性化、通年雇用の実現を目指します。

E_{cotown}

D_{esign}

E_{nterprise}

N_{ansou}



※E D E Nとは・・・

新しい南相馬市を地球にやさしいエネルギーを使ってデザインする会社という意味を込めています。